

第90回定時株主総会招集ご通知

【電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項】

■事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項
 - 1- i . 企業集団の主要な事業セグメント
 - 1- ii . 主要な営業所及び使用人の状況
 - 1- iii . その他企業集団の現況に関する重要な事項
2. 株式に関する事項
 - 2- i . 事業年度中に会社役員（会社役員であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項
 - 2- ii . 新株予約権等に関する事項
3. 会社役員に関する事項
 - 3- i . 補償契約に関する事項等
 - 3- ii . 役員等賠償責任保険契約に関する事項
 - 3- iii . その他会社役員に関する重要な事項
 - 3- iv . 各社外役員の主な活動状況等
 - 3- v . 責任限定契約に関する事項
 - 3- vi . 社外役員の報酬等の総額
 - 3- vii . 記載内容についての社外役員の意見
4. 会計監査人に関する事項
5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項
6. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項
7. 特定完全子会社に関する事項
8. 親会社等との間の取引に関する事項

■連結計算書類

- 9- i . 連結株主資本等変動計算書
- 9- ii . 連結注記表

■計算書類

- 10- i . 貸借対照表
- 10- ii . 損益計算書
- 10- iii . 株主資本等変動計算書
- 10- iv . 個別注記表

■監査報告

11. 会計監査人の監査報告書 謄本

第90期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

1.企業集団の現況に関する事項

1-i.企業集団の主要な事業セグメント (2025年3月31日現在)

事業	事業内容
水産物販売事業	中央卸売市場を主要拠点として水産物等の販売事業を行っております。
冷蔵倉庫等事業	水産物の物流拠点として冷蔵倉庫事業を行っております。

1-ii.主要な営業所及び使用人の状況

(1) 企業集団の主要拠点等 (2025年3月31日現在)

会社名	営業所名	所在地
当 社	本社・大阪本場支社	大阪市福島区
	東部支社	大阪市東住吉区
	北部支社	大阪府茨木市
	京都支社	京都市下京区
	神戸支社	神戸市兵庫区
	神戸東部支社	神戸市東灘区
株式会社京都興産	本社	大阪市北区
丸魚食品株式会社	本社	京都市南区
株式会社大分水産	本社	大分県大分市
株式会社別府魚市	本社	大分県別府市
大阪東部冷蔵株式会社	本社・物流センター	大阪市東住吉区

(2) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業種類	使用人数	前連結会計年度末比増減
水産物販売事業	409名(117名)	9名増(4名減)
冷蔵倉庫等事業	19名(9名)	1名増(1名増)
全社(共通)	6名(-)	-(-)
合計	434名(126名)	10名増(3名減)

(注) 1. 使用人数は、就業員数であり、パートタイマーは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない部門に所属しているものであります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
320名(85名)	2名増(20名減)	45.7歳	19.4年

(注) 使用人数は、就業員数であり、パートタイマーは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

1- iii. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

2- i. 事業年度中に会社役員（会社役員であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

当社は、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当事業年度中に譲渡制限付株式報酬として交付した株式は、下記のとおりであります。

	株式数	交付を受けた者の人数
取締役（社外取締役を除く）	45,299株	5名

(注) 上記に加えて、取締役でない執行役員6名に対し18,710株を割り当てております。

2- ii. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

3- i. 補償契約に関する事項等

該当事項はありません。

3- ii. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、会計監査人、重要な使用人を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約により、被保険者が業務の執行に関し提起される株主代表訴訟、会社訴訟、その他の第三者訴訟について、発生する損害を填補することとしております（ただし、法律違反の行為であることを認識して行った場合等を除く）。

なお当該保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。

3- iii. その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

3-iv.各社外役員の主な活動状況等

区 分	氏 名	出 席 状 況			発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査役会	指名・報酬委員会	
取締役	松 葉 知 幸	17回/17回	—	3回/3回	取締役会にて、必要に応じ弁護士として独立した観点から発言を行っております。また取締役等の選解任に関する事項などを審議し、取締役会に答申する指名・報酬委員会の委員長を務め、独立した客観的観点から経営陣の監督に務めております。
取締役	三 谷 拓 己	16回/17回	—	3回/3回	取締役会にて、必要に応じ水産業界で培った豊富な経験・見地から発言を行っております。また、取締役等の選解任に関する事項などを審議し、取締役会に答申する指名・報酬委員会の委員を務め、客観的観点から経営陣の監督に務めております。
監査役	齋 藤 守	17回/17回	15回/15回	3回/3回	取締役会及び監査役会にて、主に金融業界で培った豊富な経験・見地から、必要に応じ発言を行っております。また、取締役等の選解任に関する事項などを審議し、取締役会に答申する指名・報酬委員会の委員を務め、客観的観点から経営陣の監督に務めております。
監査役	百 々 季 仁	17回/17回	15回/15回	—	取締役会及び監査役会にて、必要に応じ公認会計士として独立した観点から発言を行っております。
監査役	田 中 豊	14回/17回	15回/15回	—	取締役会及び監査役会にて、必要に応じ水産業界で培った豊富な経験・見地から発言を行っております。

3-v.責任限定契約に関する事項

責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を定款に設けております。

当該定款に基づき、当社が取締役松葉知幸氏、三谷拓己氏及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

①取締役の責任限定契約

取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

②監査役の責任限定契約

監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

3-vi.社外役員の報酬等の総額

(単位：百万円)

支給人数	報酬等の種類別の額			報酬等の総額	子会社からの役員報酬等
	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
5名	27	—	—	27	—

(注) 使用人兼務取締役である社外役員はおりませんので、取締役の報酬等の額には使用人分給与は含まれておりません。

3-vii.記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

4.会計監査人に関する事項

4-i.名称

EY新日本有限責任監査法人

4-ii.辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

4-iii.現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

4-iv.過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

4-v.責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

4-vi.補償契約に関する事項等

該当事項はありません。

4-vii.会計監査人の報酬等の額

(単位：百万円)

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査活動に係る体制・時間配分の妥当性、また前期監査の遂行状況や報酬見積りの相当性について確認・検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

4-viii.非監査業務の内容

該当事項はありません。

4-ix.解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の変更が妥当であると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5.業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

5- i .決議の内容の概要

当社は、法令及び定款、社内諸規程を遵守し、経営の健全性、透明性、収益性、成長性を確保し、永続的に企業価値を高めていく上で、内部統制システムを重要な基盤として捉え内部統制の強化と、その有効性の継続的な運用を図っていきます。

＜内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況＞

- (1) 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」「経営理念」「大水行動規範」を制定し、役職員はこれを遵守する。
 - ② 「取締役会規則」をはじめとする社内諸規程を制定し、その徹底を図る。
 - ③ 当社法務担当部署をコンプライアンスの統括部署とし、コンプライアンス委員会においてコンプライアンス上の諸課題を審議すると共に、法務担当部署と同委員会は連携して役職員に対する教育研修を実施する。
 - ④ 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は「内部監査規程」に基づき当社及び子会社に対する監査を実施する。また、内部監査室は必要に応じて会計監査人と情報交換を行い効率的な内部監査を実施する。
 - ⑤ 当社及び子会社のコンプライアンスに係る内部通報及び相談窓口として、内部監査室及び社外の弁護士へのホットラインを設けると共に、役職員がコンプライアンスに係る意見を投書することができる投書箱を、当社及び子会社の全拠点に設置する。
 - ⑥ 「大水行動規範」に基づき、公共の秩序や安全を脅かす反社会的な勢力には毅然とした態度で臨み、不当な要求等を一切排除する。また、その行動指針となる、「反社会的勢力との取引排除規程」の整備を行う。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役会議事録、稟議書、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは、「文書管理規程」等の社内規程に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
 - ② 当該文書の管理部署である総務担当部署は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、いつでもこれらの文書を閲覧に供する。
- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 「リスクマネジメント規程」を制定のうえ、多様なリスクを可能な限り未然に防止するものとし、危機発生時の企業価値の毀損を極小化するための体制として、当社の社長及び執行役員で構成されるリスクマネジメント会議を設置し、当社及び子会社のリスクマネジメント推進に係る課題及び対応策を定期的に審議する。
 - ② 不測の事態や危機の発生時に当社及び子会社の事業継続を図るため「危機管理規程」を策定し、役職員に周知する。
- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 定期の取締役会を原則として毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため臨時取締役

会を開催するものとし、適切な職務遂行に支障を来たさぬ体制を確保する。

- ② 当社の取締役会の下に執行役員で構成された経営会議を設置して定期的に開催するものとし、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うほか、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を執行役員に伝達する。また社長は執行役員に経営の現状を説明し、各執行役員は各自の業務執行状況の報告を行う。
 - ③ 当社の取締役会の下に執行役員及び子会社の社長で構成されたグループ経営会議を設置して定期的に開催するものとし、当社社長は執行役員及び子会社の社長にグループ経営の現状を説明するほか、子会社における諸課題を審議する。
 - ④ 日常の職務の遂行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。
 - ⑤ 「関係会社管理規程」を制定し、子会社の取締役の職務の執行に関する意思決定、当社への報告等に関する手続きを定める。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「企業理念」「経営理念」「大水行動規範」を当社グループで共有し、グループとしての企業価値の向上と業務の適正を確保する。
 - ② 内部監査室による業務監査により、当社グループの業務全般にわたる内部統制の適正性と有効性を確保する。
 - ③ 当社より子会社に取締役及び監査役を派遣し、法令違反、不正行為の抑止、未然防止を図る体制を整備する。
- (6) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 「関係会社管理規程」において、子会社における経営上の重要事項の当社への報告を義務づける。また、グループ経営会議において、子会社社長から職務の執行状況の報告を受ける。
- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性並びに当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役を補助すべき使用人は、必要に応じその人員を確保する。
 - ② 当該使用者が監査役を補助すべき期間中の指揮権は監査役に委譲され、取締役の指揮命令を受けないことにより、その独立性を確保する。
 - ③ 当該使用者の人事評価については、監査役会の意見を尊重することにより、監査役からの指示の実効性を確保する。
- (8) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- ① 当社の監査役への報告事項は以下のとおりとする。
 - a) 取締役会及び経営会議並びにグループ経営会議で決議又は報告された事項
 - b) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - c) 内部監査の実施状況及びその結果
 - d) 重大な法令違反等

- ②役職員は、当社の監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ③当社及び子会社の内部通報制度の担当部署である内部監査室は、内部通報・相談の状況及び通報・相談された事案の内容について、定期的に当社の監査役に報告する。
- (9) 上記(8)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社監査役に上記(8)の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止すると共に、その旨を役職員に対する教育研修等を通じて周知徹底する。
- (10) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (11) その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
①代表取締役及び内部監査室は、監査役と定期的に意見交換を行う。
②監査役は、取締役会に出席するとともに、経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
③監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。
- (12) 財務報告の信頼性を確保するための体制
内部統制委員会を設置し、代表取締役社長を委員長として財務報告の適正を確保するため、全社的な統制活動及び各業務のプロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

<反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況>

- (1) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
①当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
②反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は一切拒絶する。
- (2) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
①「大水行動規範」の中に「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全職員の行動指針としている。
②反社会的勢力の排除を推進するために人事法務部を統括管理部署とし、また、各支社に不当要求対応の責任者を設置している。
③関係規程を整備し、反社会的勢力排除のための態勢構築に取り組んでいる。
④取引先等についての反社会的勢力との関係確認を行っている。
⑤反社会的勢力に該当するかどうかの確認を行うため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報を収集し、人事法務部にて一元管理している。
⑥反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、企業防衛対策協議会、弁護士等の外部

- 専門機関と密接な連携関係を構築している。
- ⑦反社会的勢力対応マニュアルを作成し、職員に向け対応研修を実施している。

5-ii.体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに対する取り組み

管理担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を原則として毎月1回開催しております。統括部署である人事法務部を中心に、期初に掲げたコンプライアンス上の課題解決に取り組んでおります。

具体的取り組みとして、当社が独自で作成した「コンプライアンス・ハンドブック」及び携帯用の「コンプライアンスの手引」を全従業員に配布しております。ハンドブックは、18項目からなる「大水行動規範」を中心に、役職員の職場内外で行動指針を示しています。これらを活用し、半期に1回、全従業員を対象としたコンプライアンス研修会を実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。また、今期は近年の法令改正を踏まえ、内容の見直しを行いました。

そのほか、内部監査室及び社外の法律事務所に内部通報窓口を設けるとともに、子会社を含め各拠点に懸案事項を匿名でも投書できる投書箱を設置し、従業員が内部通報しやすい環境を整えております。

(2) リスク管理に対する取り組み

「リスクマネジメント規程」に基づき、社長を議長とし、執行役員で構成されるリスクマネジメント会議を四半期に1回開催しております。期初に当社グループのリスクとその回避策を定めた「リスクマネジメント運営プログラム」を決定し、運営状況を審議、評価しております。これらの運営状況は取締役会にも報告しております。また、子会社でのリスク対策についても、年に2回、同会議に報告され、取組内容の評価を行っております。

リスクマネジメント会議の下部に、当社グループのリスク管理上、特に重要性が高いと判断した項目について「内部統制委員会」「コンプライアンス委員会」「債権管理委員会」「情報セキュリティ委員会」「安全衛生委員会」「品質管理委員会」の6委員会を設置しております。各委員会には責任担当役員を設け、役割および責任を明確にした上で、課題解決に取り組んでおります。

(3) 職務執行の効率性の確保のための取り組み

「経営会議規程」に基づき、社長を議長とし、執行役員で構成される経営会議を毎月1回開催しております。業務全般に対する方針を審議し、業績レビューを行っております。また、社長を議長とし、役付執行役員、当社からの派遣役員等に子会社社長を加えたグループ経営会議を四半期に1回開催し、子会社の業務全般に対する方針を審議し、業績レビューを行い、グループ各社間の連携についても検討しております。これらの会議で審議した重要事項は取締役会に報告しております。

(4) 業務の適正の確保のための取り組み

当社グループでは、内部統制基本方針に基づき業務全般にわたる統制活動を強化し、業務の適正性及び財務報告の信頼性を確保するための体制を構築しております。

具体的には、管理担当取締役を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制基本方針に準じて、各所管部署の統制活動にかかる報告内容を検証し、内部統制システムの運用状況を評価しております。

さらに、内部監査室は全社的な統制活動、各業務プロセスの統制活動、およびIT全社統制の監査を実施し、内部統制委員会において財務報告に係る内部統制の適正性と有効性を評価しております。

(5) 監査役監査の実効性の確保のための取り組み

監査役は、監査役会規則に基づき監査方針・監査計画・職務の分担等を定め、監査役監査基準等に即して監査活動に当たっております。

各監査役は、取締役会への出席等により取締役・執行役員・従業員から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、また常勤監査役からその監査の実施状況及び結果について報告を受けております。常勤監査役は、経営会議、グループ経営会議、リスクマネジメント会議等の重要な会議へ出席しているほか、主要な事業拠点・グループ会社への往査、重要な決裁書類の閲覧やヒアリング等の手法により監査を実施し、監査役会において報告を行っております。

会計監査人とのコミュニケーションでは、監査計画や期中レビュー結果の聴取や意見交換を行うほか、会計監査人の監査手続（往査等）に同行する等、連携に努めております。また、内部監査室については、内部監査計画や活動状況の説明を受けるほか、常勤監査役との定期的な情報交換・意見交換を行ったり監査役の監査活動に帯同する等、監査役会・会計監査人・内部監査室を合わせた三者間の連携を図っております。

6.株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

7.特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

8.親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

本事業報告中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

9- i .連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2024年4月1日残高	100	2,752	5,234	△72	8,015
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△80		△80
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,189		1,189
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		5		16	21
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	5	1,108	16	1,130
2025年3月31日残高	100	2,758	6,343	△56	9,145

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2024年4月1日残高	1,640	△20	193	214	2,027	10,042
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△80
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,189
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						21
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	190	20	△7	81	285	285
連結会計年度中の変動額合計	190	20	△7	81	285	1,415
2025年3月31日残高	1,830	0	185	295	2,312	11,457

9-ii.連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項
子会社は(株)京都興産、丸魚食品(株)、(株)大分水産、(株)別府魚市及び大阪東部冷蔵(株)の5社であり、すべてを連結の範囲に含めております。
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の関連会社はありません。
 - (2) 持分法を適用していない関連会社は大阪府中央卸売市場水産物精算(株)、大分魚函サービス(株)、大分水産物精算(株)であります。
 - (3) 持分法を適用していない関連会社は、当期純損益及び利益剰余金（ともに持分に見合う額）等に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。
 - ② 棚卸資産 主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
 - ③ デリバティブ 時価法を採用しております。
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 (リース資産を除く) 定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
また、大阪東部冷蔵(株)は建物及び構築物について定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8～50年
機械装置及び運搬具	6～17年
器具及び備品	3～20年
 - ② 無形固定資産 (リース資産を除く) 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

連結子会社の役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の費用処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④ その他の退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

水産物販売事業におきましては、水産物等を顧客に販売する取引は、原則として水産物等が顧客に引き渡された時点において、例外として国内取引かつ出荷から引渡しまでの期間が通常の間となる場合は水産物等を当社グループが出荷した時点において、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。水産物等を他の当事者によって顧客に提供される様手配する取引は、代理人取引として水産物等が顧客に引き渡された時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

冷蔵倉庫等事業におきましては、冷蔵庫に顧客の物品を保管する取引については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。冷蔵庫での保管前後に顧客の物品を運搬、仕分する取引については、利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

ヘッジ対象

為替予約

外貨建金銭債権債務及び予定取引

③ ヘッジ方針

主に当社の内規である「経理規程」及び「輸出入取引等および外国為替管理基準」に基づき、外貨建取引について、該当部署が実需の範囲内で個別に為替予約を実施し、全体のポジションは経理部門が管理し、為替変動リスクをヘッジしております。ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債等に関する重要な条件が同一であり、有効性がおおむね100%であることが明らかであるため、有効性の判定は省略しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

当社はのれんの償却について、その効果の発現する期間を個別に見積り、その期間に応じて定額法により償却しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

なお、償却期間は5年であります。

(8) グループ通算制度の適用

当社及び当社の連結子会社はグループ通算制度を適用しております。

II 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。

以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」

(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)

第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,389百万円
2. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行い、評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。なお、当連結会計年度末の時価と再評価後の帳簿価額との差額は△31百万円であります。

Ⅳ 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

Ⅴ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	13,774,819	－	－	13,774,819
合計	13,774,819	－	－	13,774,819
自己株式				
普通株式（注）	285,154	179	64,009	221,324
合計	285,154	179	64,009	221,324

(注) 普通株式の自己株式の増加及び減少は、単元未満株式の買取り請求による増加179株及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分による減少64,009株によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月13日 取締役会	普通 株	利益 剰余金	80百万円	6円	2024年3月31日	2024年6月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月12日 取締役会	普通 株	利益 剰余金	81百万円	6円	2025年3月31日	2025年6月9日

VI 会計上の見積りに関する注記

1. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品 5,959百万円

(通常の販売目的で保有する商品及び製品の収益性の低下による簿価切り下げ額は21百万円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループにおける棚卸資産の連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。

当該正味売却価額は、直近に販売実績があるものは販売実績価額をベースとし、販売実績がないものは市況の変化等を鑑みた見込販売価格をベースとして算出しております。

正味売却価額の見積りには不確実性を伴うため、正味売却価額が想定よりも下回った場合には損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 694百万円（繰延税金負債相殺前の金額）

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力を基礎とした将来課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

当社グループが、将来課税所得の見積りを行うに当たり用いた主要な仮定は売上高及び限界利益率であり、限界利益率は、売上高から売上原価及び売上に対して比例的に増減する変動費を控除し算定した限界利益を売上高で除することにより算定しております。

将来の売上高と限界利益率の算定にあたっては、経営者の判断及び見積りの不確実性を伴うものであり、見積りの前提や仮定に変更が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金の計上

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 977百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、貸倒懸念債権等特定の債権に対しては、個別に回収可能性を見積り、債権と見積もった回収可能額の差額である回収不能額を、貸倒引当金として計上しております。

回収可能性の算定にあたっては、担保の処分可能見込額や債務者の支払能力を総合的に判断し、慎重に検討しておりますが、債務者の財政状況の悪化や経済及びその他の状況の変化により、貸倒引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

Ⅶ 金融商品の時価に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な運転資金を銀行等からの借入により調達しております。また一時的な余資については流動性の高い金融資産を中心に運用しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社の販売管理規程及び与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については経理部門にて四半期ごとに時価の把握を行っており、必要に応じて取締役会に報告しております。

支払手形及び買掛金はそのほとんどが短期間に決済されるものであります。借入金及び社債は、主に営業取引に係る資金調達であり、すべて固定金利のため金利変動リスクはありません。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4.会計方針に関する事項(6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格がないものは含まれておりません（注）2．参照）。

（単位：百万円）

勘定科目	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,001	3,001	-
(2) 受取手形 貸倒引当金	16 △0	16	-
(3) 売掛金 貸倒引当金	8,661 △18	8,643	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	3,584	3,584	-
(5) 固定化営業債権 貸倒引当金	946 △873	73	-
(6) 支払手形及び買掛金（※1）	(6,844)	(6,844)	-
(7) 短期借入金（※1）	(1,350)	(1,350)	-
(8) 社債（※1）	(800)	(800)	-
(9) 長期借入金（※1、※2）	(850)	(844)	△5
(10) デリバティブ取引（※3）	0	0	-

※1．負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

※2．長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金の金額を含んでおります。

※3．デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2)受取手形、並びに(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 固定化営業債権

これらは担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 支払手形及び買掛金、並びに(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 社債、並びに(9) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(10) デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額151百万円）は市場価格がないことから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	3,584	-	-	3,584
デリバティブ取引	-	0	-	0

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金及び預金	－	3,001	－	3,001
受取手形	－	16	－	16
売掛金	－	8,643	－	8,643
固定化営業債権	－	73	－	73
支払手形及び買掛金	－	6,844	－	6,844
短期借入金	－	1,350	－	1,350
社債	－	800	－	800
長期借入金	－	844	－	844

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると想定される利率で割り引いた現在価値で算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、主に一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値で算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

現金及び預金、受取手形、売掛金、固定化営業債権、支払手形及び買掛金、並びに短期借入金

これらの時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅷ 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の子会社では、大阪府・京都府を中心に、賃貸用マンション、店舗及び駐車場を有しております。2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は77百万円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は次のとおりであります。
(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			期末時価
期首残高	期中増減額	期末残高	
1,604	△16	1,587	2,080

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期末時価は、不動産評価鑑定基準又はそれに準ずる方法により算定しております。

Ⅸ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
水産物販売事業	
鮮魚	40,317 百万円
塩冷その他	58,767
冷蔵倉庫等事業	217
顧客との契約から生じる収益	99,302 百万円
その他の収益	－ 百万円
外部顧客への売上高	99,302 百万円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループにおける主な顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。なお、重要性に乏しいため、「1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」において、履行義務が充足される時期による分解は行っておりません。

当社グループの取引に関する支払い条件は、通常、概ね2ヶ月のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
契約負債 (期首残高)	7 百万円
契約負債 (期末残高)	7 百万円

連結貸借対照表上、契約負債は「流動負債」の「その他」に計上しております。契約負債は、期末時点において当社が顧客に商品を引き渡す履行義務を充足する以前に顧客から受け取った前受金の残高であります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、7百万円であります。

X 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 845円39銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 87円92銭 |

XI その他の注記

該当事項はありません。

本連結計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益については、表示数値未満を四捨五入しております。

10- i .貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	15,432	流動負債	8,148
現金及び預金	1,834	受託販売未払金	50
受取手形	13	買掛金	5,576
売掛金	7,338	短期借入金	1,350
商品及び製品	5,529	1年内返済予定の長期借入金	250
前払費用	61	未払金	551
関係会社短期貸付金	782	未払法人税等	8
未収消費税等	53	未払費用	73
その他	217	賞与引当金	150
貸倒引当金	△399	その他	137
固定資産	6,455	固定負債	3,840
有形固定資産	2,297	社債	800
建物	639	長期借入金	600
構築物	24	繰延税金負債	293
機械及び装置	14	再評価に係る繰延税金負債	283
車輛及び運搬具	2	退職給付引当金	1,420
器具及び備品	182	その他	443
土地	1,401		
建設仮勘定	33	負 債 合 計	11,988
無形固定資産	53	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	30	株主資本	7,893
電話加入権	7	資本金	100
その他	14	資本剰余金	2,758
投資その他の資産	4,104	資本準備金	2,749
投資有価証券	3,380	その他資本剰余金	8
関係会社株式	486	利益剰余金	5,091
長期貸付金	69	利益準備金	55
破産更生債権等	99	その他利益剰余金	5,035
固定化営業債権	945	繰越利益剰余金	5,035
その他	79	自己株式	△56
貸倒引当金	△956	評価・換算差額等	2,005
		その他有価証券評価差額金	1,819
資 産 合 計	21,887	繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	185
		純 資 産 合 計	9,898
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	21,887

10-ii. 損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		87,766
売上原価		82,634
売上総利益		5,131
販売費及び一般管理費		4,730
営業利益		400
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	162	
受取賃貸料	156	
貸倒引当金戻入額	25	
その他	18	371
営業外費用		
支払利息	25	
賃貸費用	98	
社債発行費	17	
その他	18	160
経常利益		611
特別利益		
投資有価証券売却益	2	2
税引前当期純利益		614
法人税、住民税及び事業税	△31	
法人税等調整額	△442	△474
当期純利益		1,088

10-iii.株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合計			
2024年4月1日残高	100	2,749	3	2,752	55	4,028	4,084	△72	6,864	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△80	△80		△80	
当期純利益						1,088	1,088		1,088	
自己株式の取得								△0	△0	
自己株式の処分			5	5				16	21	
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)									-	
事業年度中の変動額合計	-	-	5	5	-	1,007	1,007	16	1,028	
2025年3月31日残高	100	2,749	8	2,758	55	5,035	5,091	△56	7,893	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純資産合計
	そ の 他 有価証券 評価差額	繰延ヘッジ 損益	土 再 差 額	地 価 金 評 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
2024年4月1日残高	1,625	△22		193	1,796	8,660
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△80
当期純利益						1,088
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						21
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)	194	22		△7	209	209
事業年度中の変動額合計	194	22		△7	209	1,238
2025年3月31日残高	1,819	0		185	2,005	9,898

10-iv.個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び

関連会社株式

その他有価証券

市場価格のない

株式等以外のもの

移動平均法による原価法を採用しております。

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない

株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ方法により算定)を採用しております。

(3) デリバティブ

時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

機械装置及び運搬具 6～17年

器具及び備品 3～20年

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
4. 収益及び費用の計上基準 水産物等を顧客に販売する取引は、原則として水産物等が顧客に引き渡された時点において、例外として国内取引かつ出荷から引渡しまでの期間が通常の間となる場合は水産物等を当社が出荷した時点において、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。水産物等を他の当事者によって顧客に提供される様手配する取引は、代理人取引として水産物等が顧客に引き渡された時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。
5. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 為替予約
ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務及び予定取引
- (3) ヘッジ方針 当社は主に内規である「経理規程」及び「輸出入取引等および外国為替管理基準」に基づき、外貨建取引について、該当部署が実需の範囲内で個別に為替予約を実施し、全体のポジションは経理部門が管理し、為替変動リスクをヘッジしております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債等に関する重要な条件が同一であり、有効性がおおむね100%であることが明らかであるため、有効性の判定は省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理 計算書類における未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の取扱いが連結計算書類と異なっており、個別貸借対照表においては、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から年金資産を控除した額を退職給付引当金に計上しております。
- (2) グループ通算制度の適用 当社はグループ通算制度を適用しております。

II 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

III 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 993百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 129百万円
短期金銭債務 586百万円
3. 土地の再評価
土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行い、評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。なお、当期末の時価と再評価後の帳簿価額との差額は△31百万円であります。

IV 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	396百万円
営業費用	3,887百万円
営業取引以外の取引高	83百万円

V 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の総数

(単位：株)

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	285,154	179	64,009	221,324
合計	285,154	179	64,009	221,324

(注) 普通株式の自己株式の増加及び減少は、単元未満株式の買取り請求による増加179株及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分による減少64,009株によるものであります。

VI 会計上の見積りに関する注記

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品 5,529百万円

(通常の販売目的で保有する商品及び製品の収益性の低下による簿価切り下げ額は21百万円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社における棚卸資産の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

当該正味売却価額は、直近に販売実績があるものは販売実績価額をベースとし、販売実績がないものは市況の変化等を鑑みた見込販売価格をベースとして算出しております。

正味売却価額の見積りには不確実性を伴うため、正味売却価額が想定よりも下回った場合には損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 628百万円 (繰延税金負債相殺前の金額)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力を基礎とした将来課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

当社が、将来課税所得の見積りを行うに当たり用いた主要な仮定は売上高及び限界利益率であり、限界利益率は、売上高から売上原価及び売上に対して比例的に増減する変動費を控除し算定した限界利益を売上高で除することにより算定しております。

将来の売上高と限界利益率の算定にあたっては、経営者の判断及び見積りの不確実性を伴うものであり、見積りの前提や仮定に変更が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金の計上

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 1,355百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、貸倒懸念債権等特定の債権に対しては、個別に回収可能性を見積り、債権と見積もった回収可能額の差額である回収不能額を、貸倒引当金として計上しております。

回収可能性の算定にあたっては、担保の処分可能見込額や債務者の支払能力を総合的に判断し、慎重に検討しておりますが、債務者の財政状況の悪化や経済及びその他の状況の変化により、貸倒引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

Ⅶ 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	487百万円
役員退職慰労引当金 (長期未払金)	13百万円
貸倒引当金	473百万円
賞与引当金	58百万円
減損損失	39百万円
関係会社株式	99百万円
繰越欠損金	67百万円
その他	105百万円
繰延税金資産小計	1,346百万円
評価性引当額	△717百万円
繰延税金資産合計	628百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△921百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△921百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△293百万円

上記のほか、「土地再評価に係る繰延税金負債」として計上している土地の再評価に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりであります。

(繰延税金資産)

土地再評価差額金	122百万円
評価性引当額	△122百万円
繰延税金資産合計	—

(繰延税金負債)

土地再評価に係る繰延税金負債	△283百万円
繰延税金負債合計	△283百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△283百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

Ⅷ 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	(株) ニ ッ ス イ	被所有 直接32%	商 品 の 売 買 役 員 の 受 入	商品の買付	仕入 3,975	買 掛 金	578

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) (株)ニッスイからの商品の買付については、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件にて行っております。

2. 子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	大阪東部冷蔵(株)	所有 直接100%	商 品 の 保 管 資 金 の 貸 付 役 員 の 派 遣	資金の貸付	-	関 係 会 社 短 期 貸 付 金	656

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 大阪東部冷蔵(株)に対する資金の貸付は、キャッシュ・マネジメント・システムを使用しております。契約期間は1年とし、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、取引は同システムにより反復的に行っているため、期末残高のみ表示しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 大阪東部冷蔵(株)への関係会社短期貸付金に対し、387百万円の貸倒引当金を計上しております。

Ⅸ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
水産物販売事業	
鮮魚	38,217 百万円
塩冷その他	49,549
顧客との契約から生じる収益	87,766 百万円
その他の収益	- 百万円
外部顧客への売上高	87,766 百万円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社における主な顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、前述の重要な会計方針に係る事項「4.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。なお、重要性に乏しいため、「1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」において、履行義務が充足される時期による分解は行っておりません。

当社の取引に関する支払い条件は、通常、概ね2ヶ月のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
契約負債（期首残高）	7 百万円
契約負債（期末残高）	7 百万円

貸借対照表上、契約負債は「流動負債」の「その他」に計上しております。契約負債は、期末時点において当社が顧客に商品を引き渡す履行義務を充足する以前に顧客から受け取った前受金の残高であります。

当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、7百万円であります。

X 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 730円36銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 80円44銭 |

XI その他の注記

該当事項はありません。

本計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益については、表示数値未満を四捨五入しております。

11.会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社大水
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田林 一毅
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小林 謙一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大水の2024年4月1日から2025年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上